

竹原市農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接場所水利関係者、設置場所自治会及び近隣住民（以下「隣接農地所有者等」という。）、農業委員、農地利用最適化推進委員への事業内容等の説明を確実に行わせるとともに周辺農地の営農活動に支障がないよう周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、通常の営農活動により、発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、次のことを実施すること。
 - (1) 隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を示して十分な説明をすること。
 - (2) 地表面に防草シート等の施工をする場合には、農地転用申請地から公共用水路までの排水路を設けること。
 - (3) 農地転用申請地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努めること。
 - (4) 事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。
- 3 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る事業説明確認書（様式第1号）及び事業説明状況一覧表（様式第2号）を提出すること。
- 4 事業者は、農業委員会が必要と認めた場合においては、農地転用に係る現地確認に立ち会うこと。
- 5 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。
- 6 事業者は、次のチェックシートを基に周辺の環境に配慮すること。

チェックシート

- 1 環境配慮に係る地域とのコミュニケーションについて

1-1 地域の実情や必要な事項の確認

取 組	チェック欄
地域の実情を把握するため、太陽光発電設備の設置計画について周知すべき地域住民等の範囲等について市に助言を求める。	
各種法令、条例等に基づく規制や指定区域等について、必要な事項を確認する。	

1-2 地域住民等への周知と説明

取 組		チェック欄
事業予定の周知	立地検討段階で、適切な範囲の地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知する。 事業予定の周知の機会に、地域住民等から、土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等を聞き取る。	
事業計画案の説明	事業計画案を作成した段階で、適切な範囲の地域住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を内容が分かりやすい書類等を用いて行い、計画に関する意見を聞き取る。	

2 環境配慮のポイント

取 組		チェック欄
土地の安定性	法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。 地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用する。 工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。	
濁水	降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。 土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じる。 排水先の下流に飲用水や農業用水等の利水が行われている場合には、施工に際して、仮設沈砂池や濁水処理施設等を設置する。 工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。	
騒音	住宅等に近接した位置にパワーコンディショナ等を設置する場合には、設置場所を調整し、住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講ずる。	
反射光	住宅の窓に反射光が差し込むなど、住宅等への影響が懸念される場合には、アレイの向きや配置の調整、住宅等の境界部にフェンス等の設置、植栽を施す等の対策を講ずる。	
景観	周辺景観との調和に配慮して、高さ、色彩、配置、植栽等を講ずる。	

3 施設設置後の環境配慮

取 組		チェック欄
検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討する。		
施設の稼働に伴い、周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときに、適切な対策を直ちに講ずることができるよう、外部から見えやすい場所に連絡		

先を明示する。	
廃棄物処理法等の関係法令や、既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における適切な撤去・処分について計画を検討する。	

※本チェックシートは、環境省の作成した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参照し作成したものです。

附 則

このガイドラインは、令和4年2月11日申請分から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和6年1月11日申請分から適用する。

附 則

このガイドラインは、令和7年1月11日申請分から適用する。